（様式1）

職業実践力育成プログラム（BP）への申請について

申請日：　令和7年10月10日

①学校名：	東京医科大学大学院　大学院（私立）		②所在地：	〒160－8402 東京都新宿区新宿6－1－1	
③課程名：	看護学研究科修士課程看護学専攻研究コース				
④正規課程／履修証明プログラム：	正規課程（修士）	⑤定員：	6名（令和7年度開設の為、現段階での修了者はなし）	⑥期間：	2年間
⑦責任者：	看護学研究科長　平井和恵		⑧開設年月日：	令和7年4月1日	

⑨申請する課程の目的・概要：	建学の精神「自主自学」と教育ビジョン「社会に出てからも永く活躍できる人材の育成」に基づき、基礎教育で身につけた能力を更に深化させ、高度な看護実践能力および基礎的な教育研究能力を備え、実践現場から看護の質向上に貢献する人材、将来教育研究者として看護学の発展に貢献できる人材養成を目指す。 具体的には、 ・看護実践に基づき見出した諸課題を科学的に分析し、看護の知の創造に結び付けそれを実践に還元する人材 ・高度な専門的知識・技術とそれらを応用する力に裏打ちされた看護を実践することを通して、実践現場の看護の質向上に直接貢献できる人材 ・実践現場および看護基礎教育の場において次世代の育成を担うと共に、将来自立した教育研究者となる人材であり、その基盤として生涯に渡り自ら学び、発展していく力を備えた人材の養成を図る。

⑩10テーマへの該当					
	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理

⑪履修資格：	学校教育法第102条に規定する大学院に入学することができる者及び本学大学院が認める者 ① 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び入学時までに学位を授与される見込みの者 ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び入学時までに修了見込みの者 ③ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者及び修了見込みの者 ④ 文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び入学時までに修了見込みの者 ⑤ 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び入学時までに学位授与される見込みの者 ⑥ 専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び入学時までに修了見込みの者 ⑦ 本研究科において個別入学資格審査により大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者
⑫対象とする職業の種類：	看護師、保健師、助産師
⑬身に付けることのできる能力：	（身に付けられる知識、技術、技能） ・各専門分野の高度な看護実践を支える主要な概念・理論・援助方法に関する知識および国内外の最新の知見 ・看護学研究の意義、基本的な研究方法、研究プロセスに関する知識 ・保健・医療・福祉における問題の発見と解決に必要な統計学の知識および統計学的解析手法 ・看護学の基礎教育および現任教育の展開に必要な理論・プロセスに関する知識・技法 ・看護実践における倫理的問題・課題の明確化、および関係者間での倫理調整に関する知識・技法 ・国籍や性など多様な文化をもつ人々の理解とそれに基づく看護に関する知識 ・質の高い看護サービス提供のために必要なマネジメントの理論・方法に関する知識 ・生涯に渡り自ら学び、発展していく姿勢
	（得られる能力） ・看護実践に基づき見出した諸課題を科学的に分析し、看護の知の創造に結び付けそれを実践に還元する能力 ・高度な専門的知識・技術とそれらを応用する力に裏打ちされた看護を実践し、現場の看護の質向上に貢献できる能力 ・実践現場および看護基礎教育の場において次世代の育成を担う能力 ・将来自立した教育研究者となるための素地となる能力

⑭教育課程:	【共通基礎科目】は、高度な看護実践能力を養う科目として、看護実践の基盤となる看護諸理論について学修する「看護理論特論」、看護実践における倫理的問題・課題を明確にし、関係者間での倫理調整のための基本を学修する「看護倫理特論」、国籍や性など多様な文化をもつ人々の理解とそれに基づく看護について学修する「異文化看護特論」(いずれも必修2 単位)を配置した。また、対象の身体状況を診査し、臨床看護判断を行うために必要な知識・技術を修得する「フィジカルアセスメント」、対象の特性・症状に基づいた薬剤使用の判断、投与後モニタリング、服薬アドヒアランス向上等の援助に必要な知識・技術を修得する「臨床薬理学」、対象の病態生理学的変化をエビデンスに基づき解釈し臨床看護判断を行うために必要な知識・技術を修得する「病態生理学」を配置した。 基礎的研究能力を修得する科目として、看護学の研究の意義、基本的な研究方法、研究プロセスについて学修する「看護研究方法論Ⅰ」(必修 2 単位)、保健・医療・福祉における問題の発見と解決に必要な統計学の考え方を理解し、その標準的手法を学修する「医療データサイエンス特論」、量的研究の読解とクリティーク、および看護に関連するデータを用いて統計学的解析手法を学修する「看護研究方法論Ⅱ」(いずれも必修 1 単位)を配置した。 基礎的教育能力を修得する科目として、看護学の基礎教育および現任教育の特徴、教育の展開に必要な理論、プロセスについて学修する「看護教育特論」、質の高い看護サービス提供のための基本的なマネジメントにかかる理論・方法について学修する「看護マネジメント特論」(いずれも必修2 単位)、保健・医療・福祉の場において各種ケアを提供する専門職が直面する問題の解決のための具体的援助方法としてコンサルテーションの理論・方法について学修する「コンサルテーション特論」を配置した。 【専門科目】は、各領域における主要な概念・理論、様々な援助方法、国内外の最新の知見などを学修する「特論」、特定の課題に対する自己学習とそれに基づく討論を通し探究する「演習」をおく(各分野の特論 4 単位、演習 4 単位必修)。基礎看護学分野の科目としては「基礎看護学特論Ⅰ」、「基礎看護学特論Ⅱ」、「基礎看護学演習Ⅰ」、「基礎看護学演習Ⅱ」がある。こども看護学分野の科目としては「こども看護学特論Ⅰ(発達理論)」、「こども看護学特論Ⅱ(健康の維持・増進、回復)」、「こども看護学特論Ⅲ(高度な看護実践の方法)」、「こども看護学特論Ⅳ(医療環境・制度・政策)」、「こども看護学演習Ⅰ(包括的アセスメント)」、「こども看護学演習Ⅲ(多様な健康状態と生活の場)」がある。ウィメンズヘルス看護学分野の科目としては「ウィメンズヘルス看護学特論Ⅰ」、「ウィメンズヘルス看護学特論 Ⅱ」、「ウィメンズヘルス看護学演習Ⅰ」、「ウィメンズヘルス看護学演習Ⅱ」がある。がん看護学分野の科目としては「がん看護学特論Ⅰ(がん看護学理論)」、「がん看護学特論Ⅱ(がん看護学援助論)」、「がん看護学特論Ⅲ(がんの病態と診断治療)」、「がん看護学特論Ⅳ(がん薬物療法看護)」、「がん看護学特論Ⅴ(緩和ケア)」、「がん看護学演習Ⅰ(エビデンス検索と活用)」、「がん看護学演習Ⅱ(フィールドワーク)」がある。精神看護学分野の科目としては 「精神看護学特論Ⅰ(歴史と法制度)」、「精神看護学特論Ⅱ(心身のアセスメント)」、「精神看護学特論Ⅲ(精神科の治療技法)」、「精神看護学特論Ⅳ(看護理論と援助技法)」、「精神看護学特論Ⅴ(リエゾン精神看護)」、「精神看護学演習Ⅰ(援助技法に関する演習)」、「精神看護学演習Ⅱ(フィールドワーク)」がある。公衆衛生看護学分野の科目としては「公衆衛生看護学特論Ⅰ」、「公衆衛生看護学特論Ⅱ」、「公衆衛生看護学演習Ⅰ」、「公衆衛生看護学演習Ⅱ」がある。国際看護学分野の科目としては「国際看護学特論Ⅰ」、「国際看護学特論Ⅱ」、「国際看護学演習 Ⅰ」、「国際看護学演習Ⅱ」がある。 【研究科目】は、各領域の実践に根差す研究課題を、研究手法、研究倫理などの知識を用いて科学的に分析し、研究論文を作成する科目群である。「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」(両科目必修計 8 単位)をおく。
⑮修了要件(修了授業時数等):	2 年以上在籍し、講義と演習を受講の上、修了要件の必要単位数を修得し、研究指導を受け修士論文審査および最終試験に合格することによって本課程を修了する。 共通基礎科目14単位以上、専門科目8単位(各分野の特論4単位、演習4単位)、研究科目8単位(特別研究Ⅰ・Ⅱ)の計30単位以上。
⑯修了時に付与される学位・資格等:	修士(看護学)
⑰総授業時数:	102 単位 ⑱要件該当授業時数: 102 ⑲要件該当授業時数／総授業時数: 100 %
⑱該当要件	企業等 双方向 ○ 実務家 ○ 実地 ○
⑳成績評価の方法:	シラバスに提示する評価方法(小テスト、レポート、授業参加姿勢)で評価を行い、100 点～80 点以上を A、80 点未満～70 点をB、70 点未満～60 点を C、60 点未満を D と評価し D は不合格である。合格した科目の単位を取得することができる。修士論文は審査の上で口頭試問によって最終試験を行い、評価基準に沿って合否を判定する。
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。内部質保証推進委員会において評価を行う。自己点検・評価報告書については本学HPにて公開する。
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者が専門看護師としての役割を職場で適切に果たしているかについて、就業先の上司(看護部長等)への聞き取りや評価を通じて確認しその結果をもとに課程の効果を検証する。
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 外部の連携企業等に、本研究科の教育課程の編成に関する意見を聴取する。聴取した意見は研究科委員会で共有・検討し、教育課程の編成の検討に役立てる。 (自己点検・評価) 外部の連携企業等に、本研究科の運営に関する意見を聴取し、本学の看護学研究科委員会で意見を取りまとめた自己点検・評価報告書を、自己点検・評価委員会が評価し、さらに内部質保証推進委員会が評価を行う。